

浄化槽をご利用の皆様へ

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する装置ですので、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理を行うことが大切です。浄化槽管理者には保守点検、清掃、法定検査の3つが浄化槽法で義務付けています。ご家庭から排出された汚水を浄化して、きれいな水にして放流しましょう!!

浄化槽設置者(使用者)の3つの義務



※**保守点検**……浄化槽の機能を正常に保つため、浄化槽の点検・調整・修理及び消毒剤の補給、ブロワの調整等を行います。

※**清掃**……和水町の許可を得た業者が、浄化槽に溜まった汚泥等を取り除き、機器類の掃除、洗浄等をして微生物の活動を活発にします。(1回／年以上)

※**法定検査**……浄化槽が適正に維持管理され、法令に基づく水質基準を満たしているかを保守点検、清掃とは別に行うものです。(1回／年)

- ◆法定検査は熊本県知事が指定する検査機関の熊本県浄化槽協会が行います。
- ◆受検申込みは熊本県浄化槽協会より(はがき)を送付します。
- ◆法定検査を受けていないお宅には受検のお願い文書をお送りします。

今後、浄化槽を**設置**される方へ

和水町内全域(下水道区域は除く)では町が浄化槽を設置し維持管理を行う『**町設置型**』(設置希望者から分担金をいただき、町で浄化槽の設置工事を行い、完成後は、利用者から毎月浄化槽使用料をいただいて、町が浄化槽の維持管理を行います。)で事業を実施し、単独処理浄化槽(し尿のみを処理する浄化槽)や汲取り便槽からの転換を推進しています。希望される方は、役場建設課へお尋ねください。

個人管理から町管理への**寄付申請**もできます

個人所有の浄化槽を町へ寄付していただき、以後の維持管理を町が行うこともできます。ただし、いくつかの条件がありますので、希望される方は役場建設課へお尋ねください。

問い合わせ先 熊本県浄化槽協会 ☎096・284・3355
本庁 建設課 維持係 ☎0968・86・5726

下水道への接続はお済みですか？

平成18年4月に和水町の公共下水道が使用できるようになってから、現在までに下水道処理区内の水洗化率は約75%と順調に推移してきました。今後も、衛生的で快適な生活環境と自然環境保全のために、町民のみなさんに下水道への接続をお願いしています。

下水道への接続を支援するため

新しく工事費の助成制度を設けました。

平成25年度から平成27年度の3年間のみの助成です。
下水道接続のための改造資金の負担軽減に、ご活用ください。

和水町下水道排水設備工事費助成金

汲み取りや浄化槽から下水道へ接続された改造工事に対して、助成金を交付します。

建物形態	助 成 額
一般住宅 店舗兼住宅含む	工事費の50%以内で上限を20万円

- ▶▶1戸1回限りの助成となります。
- ▶▶新築の建物、個人および法人の事業用・営業用の建物は利用できません。
- ▶▶町税及び水道使用料・下水道受益者分担金を滞納していないこと。

問い合わせ先 本庁 建設課 下水道係 ☎0968・86・5726



敬老行事のお知らせ!

和水町では、全ての高齢者が住み慣れた地域の中で、自分らしく光り輝きながら希望(ゆめ)をもって、自立・参加・協力による明るく豊かな長寿社会を目指す活動を進めています。今年も9月に2つの行事を開催します。

金婚等表彰式

と き **9月6日(金)** 午前9時～正午

ところ ふれあい会館

表彰内容 金婚、ダイヤモンド婚、プラチナ婚、百歳、米寿

ふれあい高齢者の集い

と き **9月10日(火)** 午前9時～正午

ところ ふれあい会館

内 容 落語家「三遊亭好太郎」独演会
◆円楽一門会所属の落語家。三遊亭好楽の一番弟子、好楽の師である5代目圓楽にとっては初の孫弟子である。(熊本県出身)

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 福祉係 ☎0968・86・5724
総合支所 福祉課 地域福祉係 ☎0968・34・3111(内線760)

児童扶養手当現況届の受付を行います。

「児童扶養手当の現況届」は、ひとり親家庭などで児童を扶養している人を対象とし、8月以降の手当について受給資格があることを確認するための大切な届です。

期間中に確認できないと、手当の支給差止めやひとり親医療費助成が受けられなくなる場合がありますので、必ずお越しください。

届出期間・時間

8月1日(木)～8月30日(金)

特別受付日を除く平日の午前8時30分～午後5時

特別受付日・時間・場所

対象地区	受付日	受付時間	受付場所
菊水地区	8月7日(水)	午前8時30分～午後7時	和水町役場 本庁 1階会議室
三加和地区	8月8日(木)	午前8時30分～午後7時	三加和総合支所 第1会議室

※できるだけこの特別受付日にお越しください。

必要なもの

- ・印鑑 ・保護者と子どもの健康保険証 ・児童扶養手当証書
- ・所得課税証明書(平成25年1月1日現在和水町に住所がなかった方)など

※特別受付日当日は、熊本県玉名福祉事務所主催により、女性相談員による母子寡婦福祉資金や生活支援等についての巡回相談(無料)も行われますので、お気軽にご相談ください。

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 子ども家庭係 ☎0968・86・5724
総合支所 福祉課 地域福祉係 ☎0968・34・3111(内線761)